

総合運動公園に関する調査特別委員会報告書

1. 調査事項

(仮称) つくば市総合運動公園事業の検証とスポーツ施設のあり方に関する事項を調査する。

2. 特別委員会設置の背景

総合運動公園の基本計画は、住民投票で8割反対の結果を受け、白紙撤回になった。

しかし、事業断念に至った点についての検証は行われず、今後のスポーツ施設のあり方について、市民や議会の提案待ちの状態となっている。

一方、去る10月25日に開催した議会報告会では、総合運動公園事業の検証を求める市民意見や質問が多く出された。これらの市民の声を真摯に受けとめ、総合運動公園事業の経緯について検証するとともに、つくば市のスポーツ施設のあり方について調査検討し、一定の方向性を出すべきと判断した。

住民投票の結果は、結果として受けとめ、今後の運動公園のあり方について議会は議会人としての責任を果たすべきと考える。市長も、議会等でスポーツ施設のあり方について協議し、意見を出して欲しいとも発言している。また、今後のあり方を検討するために、これまでの進め方の検証も当然必要となっている。

これらのことから、市議会では、地方自治法第109条及びつくば市議会委員会条例第5条の規定により、特別委員会を議長を除く全議員(26人)で設置する。

3. 委員会の開催実績

第1回委員会(平成27年12月16日)

- ・正副委員長の互選を行った。次回の開催については、正副委員長に一任することになった。

第2回委員会(平成28年1月22日)

- ・委員会の進め方、今後のスケジュールについて協議した。

その結果、執行部に対する検証に伴う質疑を行い、質疑事項については、各会派ごとにまとめて提出し、次回の委員会で行うこととなった。

第3回委員会(平成28年2月10日)

- ・各会派から提出された質疑事項について、(1)総合運動公園の構想・立案に至る経緯 (2)土地取得に関する事 (3)民意の把握に関する事 (4)その他 に分類し、質疑事項に基づき、執行部に対する質疑による検証を行った。

第4回委員会(平成28年3月4日)

- ・前回到引き続く執行部に対する質疑による検証を行った。

第5回委員会(平成28年3月24日)

- ・前回までの検証を踏まえ、市長・副市長出席のもと執行部に対する質疑による検証を行った。
- ・執行部に対する質疑は終了し、次回に向け、これまでの質疑による検証に対する意見・指摘事項、今後のあり方について、会派ごとにとりまとめを行い提出することになった。

第6回委員会(平成28年8月9日)

- ・検証に対する各会派から提出された意見について取りまとめたものを提示し、今後のあり方

について、各会派から意見が出された。

出された意見については、正副委員長が取りまとめを行い、委員会の報告書を作成することになった。

第7回委員会（平成28年8月31日）

・委員会からの報告書の最終調整を行い、委員会からの報告とすることを決定した。

4. 各回の委員会での質疑、検証（委員会会議録を参照。）

5 検証に対する会派からの意見など

各会派から提出された内容については、各会派により様々なとらえ方をしていることから、ここでは会派ごとに提出された内容を項目ごとに振り分け、各会派から提出されたものを記載することとした。

【各会派から提出された内容】

(1) 総合運動公園の構想・立案に至る経緯

つくば市民政策研究会

・総合運動公園整備という事業は、本市にとって宿願の課題であった。このことからいつの時点かでは、取り組まなければならない主要施策として認識していた。

・現在おしなべて高齢化社会の現象が進んでいる。必然的に医療、介護といった分野の社会保障への負担が拡大する。こうした社会状況のなかで市民が積極的にスポーツに親しみ、心身の健康維持を図る広義の社会環境を促す施策展開が求められているものとする。このことから市民がスポーツにふれあい、さらにその意識を刺激する施策として整備事業への着手が望まれていた。

・その規模、立地等整備計画には多様な意見があると思う。しかし少なからずその事業執行は相応の財源が必要とされることから、財政計画とともに一定期間の入念な事業準備を必要とされたと思う。

公明党

1. 10年を経過する基本構想を元にしてきたことは、大きく変化しているつくば市の現状から考えても慎重に抜本から取り組むべきであったと考える。2005年のつくばエクスプレスの開通、首都圏中央連絡自動車道の整備、それに伴う沿線開発、2011年からの国家公務員宿舎削減計画といったインパクト等の影響から、まちづくり・都市計画などの見直しが急がれる最中であったことから、今回の構想と立案に至るまでの経緯については、唐突かつ説明不足であった。

2. 今回の構想・立案については、長年の政策課題であったにも関わらず、議会への事後報告であったことは、行政執行側の単独立案であったと言わざるを得ない。

日本共産党

1. 「300億円という巨大大事業、僅差の可決で安定して事業が進められるのか」という疑問（3月4日の委員会、会議録P20）

300億円といえば市の年間予算の半分の事業規模です。こんな巨大大事業を実施するには、政治的にも安定した基盤が必要です。たとえ市議会で採択されたとしても、1票差という僅差では、後でどう動くか不安定なものです。時間をかけて説得して賛成議員を増やすなどの提案者の行動が必要です。今回これを無視して、土地買収に突っ走ってしまいました。結局、その後の事態は、

反対議員が増えてしまい、住民投票により事業が中止に追い込まれました。

企画部長の答弁では、土地買収後、市長は「議員の理解を得られなければやっていけない」として副市長を市議会各派によこしたとのこと。土地買収後という時点では、もう事業は推進段階に入ってしまったっていました。使われない土地を66億円という巨額な金で買収した責任はどうするのでしょうかという段階になっていました。

なお（同議事録 P23）土地買収に賛成した議員からも「議会内でもう少し話し合う場がもっと必要だったんじゃないか。ただこう僅差でなくて、何かの方向を見出さなかったのかなという思い」との意見がありました。

2. 市内部での検討状況を明らかにすべく担当職員が作ったメモの提出を求めました。メモは一切ないということでした。（2月10日の委員会議事録 P14）

市長の指示も口頭でした。会議記録、会議メモ、議事内容、協議報告書 上司への報告書類の資料提供を議会から要請しましたが、作成してないとのことでした。

（3月4日議事録）では、土地買収前に行ったパブリックコメントに現れた市民の意見を、市当局としてどう検討したのかの記録を求めたが、まとめたものはないとのことでした。

これらの記録やメモは、市の内部の検討状況や市民の考えを市がどう受け止めているのかを知る大事なものです。それらが無いというのは困ったものです。

つくば・市民ネットワーク

1. 巨額な事業であったにもかかわらず、事業の着手前の議会・市民への説明や意向調査がなかった。また、基本構想策定の起案段階における市民参加はなかった。

これまで、本事業の基本構想は、H12年3月策定の基本構想をベースとして、事業化したと説明されてきているが、起案当時すでに13年以上経過しており、H24年9月定例会の一般質問でも当時の担当部長が「旧荃崎町との合併やTX開通、さらにはTX沿線土地区画整理事業の着手など、市を取り巻く環境は著しく変化」と述べており、H12年に策定された構想を基本にすること自体、適切性に欠ける状況と判断せざるを得ない。

また、H12年の構想の段階で既に全体工事費だけで130億円を超えており、H25年9月定例会での質疑でも、当時の担当部長から、他の自治体の施設整備事例から事業費について200億円を超えるものもあると答弁している点など考慮すると、当事業が巨額になるのは明白であり、市民の意向調査をするのは事務執行上、必須な業務であった。しかし、今回の基本構想策定にあたり市民の意向調査は行われていない。

また、基本構想の起案作成段階でも市民参加の機会は無く、唯一市民が参加できるチャンスであったパブリックコメントも、終了する前に用地取得の議決が行われた。詳細については「3. 民意の把握」の項で述べる。

2. 市民・議会への情報提供や議会での答弁が不誠実であり、結果的に詳細な情報が提示されなかった。

H25年5月には担当課で基礎調査検討結果報告書が出来上がっており、その中で詳細な調査や大規模未利用地の評価が行われていた。しかも、「基本方針の設定」や「配置計画」まで示されており、『高エネルギー加速器研究機構南側未利用地』を計画位置として、一体型の総合運動公園を配置すると太い文字で強調されていた。さらに、「整備スケジュール」のページには細かな書き込みが随所にあり、国体、ラグビーワールドカップ、オリンピックを視野に入れ、計画の進行期限や予算獲得時期まで示されていた。用地取得について、高エネ研南地区所有者たるUR都市機構と早めの調整が必要となる」と明記されていた。

にもかかわらず、H25年9月定例会に提案された補正予算の「総合運動公園基本構想策定業務

委託料」「総合運動公園整備基金」および「総合運動公園基金条例」提案で初めて具体的に示された。当時の議案質疑等で概要など説明を求めているが、当時の担当部長は「規模、位置、整備スケジュール及び概算事業費等は基本構想を策定する中で検討を行う」と答弁していた。

その後、H27年9月定例会で、H25年9月定例会時に基礎調査検討結果報告書についてなぜ説明しなかったのかと追及したら、「庁内の資料として作ったので」との答弁であった。しかし、ここまで詳細な検討がされていながら、検討内容を示されるべきであった。

さらに、H25年5月25日筑波西中学校区を対象とした地区別市政懇談会で、「旧筑波地区に総合運動公園を誘致してほしい」旨の質問があり、市長は「プロジェクトチームを組み、用地選定から資金の確保など全体としてできるだけ早く実現できる体制で検討している」と答弁しており、さらにUR都市機構とも話をしていく旨を説明していた。

これらの点を考えると、当時の答弁は、真実と異なっており整合性がとれていない。

財政面での計画も曖昧であり、詳細については「4. その他」で述べる。

3. 基本構想や用地購入決定までの時間があまりにも短い。

H25年10月31日に基本構想策定業務委託し、UR・土地開発公社との用地に係る三者協議書の起案がH26年1月7日に行われている状況から、基本構想作成および用地取得に要した期間は、わずか2カ月である。

さらに、総額366億円の巨額事業であるにもかかわらず、市民や有識者含む策定委員会等も設置されていない。H24年9月の大久保議員の「総合運動公園に対してどのような検討がされているか」という一般質問へ対し、当時の担当部長が「来年度には新たに外部有識者からなる懇話会を立ち上げ、調査検討に着手する」と答弁があったにもかかわらず、H26年2月7日に有識者による懇談会が開催されてはいるが、所要時間は1時間であり、すでに出来上がった基本構想に対する意見を聴取するのみにとどまり、検討されたとは言いがたい。

また、用地購入も巨額事業であるにもかかわらず、URの「H25年度内買収」の提示に沿って進められており、9月24日のURからの申し出から、半年後のH26年3月18日に議決に至っている。

さらに、第3次つくば市総合計画<後期基本計画(H22~26年)>では、総合運動公園などの整備については「検討する」と示されており、計画策定や用地取得は含まれておらず、基礎調査報告書のスケジュールとは大幅に異なっている。

以上を総じると、H25年9月定例会での着手提示から約半年後に、基本構想が提示され、約66億円もの用地取得の議案が出された状況は、調査時間も短く、判断材料も乏しい中で、総合計画に書かれていなかった用地買収や基本計画策定まで進められた。

4. 庁内での意思決定過程、特に着手決定の手続きについての記録がなく、検証できない。

昨年の基本計画に関する住民投票の結果、投票者の反対が8割という結果は、事業の必要性が市民に理解されておらず、執行が認められなかったということを表している。今回、この事業が、なぜ進められてしまったのかの検討は、市政運営上、大変重要である。しかし、本事業に関して、庁内で誰が、どの様な検討を踏まえ、どの様な協議の結果、どの様な手続きを経て議案提出が決定されたのかなどの記録が無いものも多く、検証が出来ない点が多い。

(2) 土地取得に関すること

つくば市民政策研究会

・今回早急なかたちで都市再生機構から土地売却の話が持ち込まれ、しかも売却の期限も定められていた。

対象地そのものは、立地条件に恵まれ市が検討していた対象地の一つでもあったことから、現況で考え得る好適地と認識した。その後若干の期間猶予があったもののあまりに急展開での用地取得に至った経緯がその後の整備への齟齬につながったと考えている。

ただし、この時点では取得の可否に期限が迫っていたこと、対象地の優位性への評価が極めて高かったこと、地権者が都市再生機構単独であったことなどから、取得賛成に踏み切った経緯があった。

公明党

1. 本来なら、立地適正化や都市再生計画などの取り組みと共に、財政計画に位置付け、基金として準備しておくべき事業であったと考える。
2. 昨今の都市再生機構の保有未利用地の一斉売却の状況から、つくば市への働きかけがあったことと、売却期限が急であったことには不動産事情から考えて理解できるところである。
3. 単独地権者による交渉であったことは、土地売買の際、有利な状況であり、まとまった土地の交渉としては類稀な機会であったと考える。

日本共産党

1. 前提条件に基づかない鑑定が行われました。(3月24日の委員会議事録 P24)
2社に土地の鑑定を市は委託しました。その際、市は前提条件として、伐採・抜根などの工事を行い、宅地になった状態での正常価格での鑑定を求めたとされています。ところが筑波補償鑑定(株)というところが行った鑑定は、現況の山林としての鑑定結果を出してきました。そして同社の鑑定価格のほうが安いという結果でした。前提条件は使われていないのではとの議員の指摘に、市当局は「前提条件は参考意見」などと本来ありえない答えでした。はたして、2つの鑑定結果は、同時期にいっせいに発注されたものかどうか疑問が残るものになりました。
2. 値段の高いほうの鑑定書が有効とされたのではという疑問(3月24日委員会の議事録 P38)
土地買収をめぐる住民監査請求がおこなわれました。これに対する監査報告書の中で土地の値段が「鑑定結果より高い場合は売買に至らない」という文言があります。
筑波補償鑑定(株)が行った鑑定結果による土地価格は、鑑定が採用された社のものより低いものでした。同社の鑑定を使えば、土地の値段は実際の買収価格より安く買えたはずですが、ところが、2014年3月議会に土地購入の議案が審議された際、別社の鑑定結果のみが示され、同社の鑑定結果があることも一切知らされませんでした。それが出てきたのが次の6月議会でのことでした。隠されていたのではという疑問が残されています。
3. 公団から土地の紹介についての経緯に疑問(2月10日の委員会議事録 P26)
UR 公団はニュータウン事業から撤退することになっています。売れ残りの土地の処分が求められています。総合運動公園用地はメガソーラー用地として引き合いがあり、残地処分ができていたはずでした。一方、市としては、市内部のみで同地を総合運動公園用地として考えていましたが、公団にその意向を表明していたわけではないと答弁していました。
そういう環境にありながら、あえて公団が市に対し土地の売却の話を持ってきたとのこと。

市は「あれだけの土地だから地元自治体に話を持ってきた」と説明していますが、その経緯には疑問が残されています。

つくば・市民ネットワーク

- 1 H25年9月24日に初めて地権者であるURから申し出があったと議会に説明していたが、9月24日以前からURとの話し合いは始まっていたことが明らかであり、このことは議会に報告すべき事項であったと考えられる。

基礎調査報告書は、H24年11月か12月に市長からの指示で着手し、H25年5月に完成したと答弁された。この基礎調査報告書の最後に、「高エネルギー加速器研究機構南側未利用地を計画位置として一体型の総合運動公園を配置する」と太字で結論的に書いてある。また、基本構想策定業務をH25年11月に契約し、11月8日の第1回打合せ記録には「候補地の選定を11月中に行いたい」「基礎調査報告書を元に候補地の選定を行うこと」との記述がある。そして、「12月にはURと価格の交渉に入った」との答弁があった。これらのことから、基礎調査報告書が完成したH25年5月の時点ですでにこの土地に内定していたことが推測される。

一方、H25年5月25日に筑波西中学校で開催された市政地区別懇談会で、市長は「総合運動公園となると、どうしても交通の利便性ということも要望される。駅の前というわけにはいかないが、TXの駅からさほど遠くないところという要望があるので、まとまった土地で、値段、利便性を考慮するということになると選定が相当難しい。以前からUR都市機構の土地などいくつか名前があがっているの、そういうところも含めて、現在、UR都市機構等とも話をさせていただいているが、具体的にはまだ絞り込めていないというのが現状である。」と発言した記録がある。以上の点から、基礎調査報告書完成の段階で、URと当該地を総合運動公園用地とすることについて話し合いは始まっていたと推認される。

しかし、H25年9月議会に基本構想策定業務委託などの補正予算を提案した際には、議案質疑で詳細説明を求められたにもかかわらず、これらの説明は全くなく、9月24日に初めてURから土地の処分について申し出があった、と9月議会の終わりに報告された。このように、すでに始まっていたURとの話し合いは議会に報告されるべき事項であった。

- 2 土地取得の価格交渉の元となる不動産鑑定に疑義がある。

- (1) 不動産鑑定の業務委託を価格交渉の末期に発注しており、発注時に渡した前提条件が現況の土地の鑑定評価を求める内容になっておらず、公正な鑑定発注であったか疑わしい。

H25年12月から価格交渉し、H26年1月17日に土地取得議案の起案をしているにもかかわらず、不動産鑑定の業務委託が同年1月8日～31日となっており、不動産鑑定評価結果を元に価格交渉を行ったとは考えられない。一方、住民監査請求を受けた監査委員の調査報告書には、「鑑定結果より高い場合は売買契約に至らないことが危惧されると思われた」との職員の説明が記述されている。このことから、不動産鑑定業務委託をこの時期に行ったことは非常に不自然である。

また、前提条件の「現況山林であるが、伐採抜根等の下記5の工事等を行い、別添図の通りの宅地となった状態であることとして正常価格の鑑定評価を行う。」は、現況の鑑定評価を求める指示とは明らかに異なっている。

以上の事実から、価格交渉の結論がほぼ出てから不動産鑑定を発注し、「鑑定結果より高い場合は売買契約に至らないことが危惧される」ため、前提条件を提示したと考えられる。

- (2) 前提条件を誰が作成したかについて、「図面以外はつくば市で作成した」と説明してきたが、図面以外の数値もURが作成した図面を参考にしたものであることが明らかになった。URが作成した前提条件を不動産鑑定に渡し、市が作成したと説明してきた理由の解明が必要。

前提条件を誰が作成したかについて、「6ページの図面については、原図も含めてURに作成を依頼している。4ページ5ページは、つくば市でつくったものと認識している。」と答弁する一方、「土地整備に係る費用の概算額というのがあるけれども、南北中央道路の幅が16メートル、長さが765メートルとか、この5の表のいろいろな数字はどうやって出したのか。」との問いには、「URのほうに作成を依頼してつくっていただいた図面のほうに記述が、道路の幅員等ありますので、そういったものを参考にしている。」と答弁した。

つまり、前提条件の内容はURが図面に記述したものを参考にしたということであり、市が独自に前提条件を作成したのではないと明らかになった。なぜ、つくば市が作成したと主張するのか、また、なぜこのような前提条件を作成したのかについては、不明なままである。

(3) 2社の不動産鑑定業者のうち、一方は前提条件を全く使用していない。この鑑定業者に前提条件を本当に渡したのか、渡したとすればどのように説明されたのか、鑑定業者に直接確認する必要がある。

安い方の評価額を出した不動産鑑定業者は、今回の不動産鑑定では市の指示は特になかったと複数の議員の問い合わせに対し口頭で答えていた。しかしその後、議会で前提条件が問題になった後で、前提条件を受け取ったと発言が変わっている。なぜ説明が変わったのか。また本当に前提条件を受け取っていたなら、なぜ従わなかったのか。この点についても、不明である。

3. 2社の不動産鑑定業者のうち、一方は売買単価14,500円より安い9,130円という評価額を出した。しかしこの安い評価額を採用せず、土地取得議決前の議員の資料請求にも提出しなかった。9,130円を採用しなかった理由には合理性がなく、地方自治法第2条「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に反する。

(3) 民意の把握について

つくば市民政策研究会

今回の結果を今後に生かすものとして、運動公園整備をはじめとした大規模事業への取り組みには事業規模に合った準備期間を設け、市民への説明と意見を聴取する時間の配分に充分留意すること。その議論のなかで地域社会として真に必要なものを洗い出し、意識の共有に努めること。

つくば自由民主党・つくば維新の会

- 1 議会対応が稚拙な結果、議会の不安定状態が、市民にさらに政治不安を増長させた。その結果、住民投票を議会が受け入れざるを得ない判断に追い詰められた。
- 2 限られた時間の中進められた事業であり民意の把握（広聴）と説明（広報）も十分ではなかったと考える。住民の理解が得られなかったことは住民投票において8対2が総合運動公園基本計画に反対という結論が証明している。プロセスに問題があったと考えるし、そのプロセス上、総合運動公園関係の行政当局の説明も苦しいものに終始したと考える。

公明党

市の施策推進全般に言えることだが、案をつくってから市民の皆さんに理解を求める「説得型」の施策推進ではなく、情報収集の段階から情報共有の場をつくり、多様な意見の把握を前提とした、いわゆる「広聴型」の施策の展開を図る必要があると考える。

日本共産党

1. パブリックコメントの最中に土地買収の議案提出はルール違反では

(3月4日の委員会議事録 P11)

2014年3月議会に、総合運動公園の土地購入の議案が提出されました。そのころは、総合運動公園の基本構想に対するパブコメが行われている最中でした。パブコメで市民の意見を聞いたうえで議会に議案を提出するのがルールです。そして議会では1票差で土地買収を議決してしまいました。

パブコメでは、市民の賛成はかならずしも得られていませんでした。その意見に対する内部検討も行われませんでした。つまりパブコメは形だけのものとされてしまったわけです。

2. 市民から遊離した市政 (3月24日の委員会議事録)

住民投票で8割の反対がありました。こんなに反対があったのに市長は住民投票期間中に感じなかったのかという質問に、市長は「想像もつかなかった」との答えでした。自分の市政運営が市民から遊離していることが、投票結果が出るまでわからなかったということです。

さらに、市民から遊離していることに、市職員から注意はなかったのかの質問にも「なかった」というだけです。市職員がうまく補佐しなかったのかそれとも市長にもの言えない雰囲気なのか疑問です。

3. 総合運動公園作りは、アンケートでは4% (3月4日の委員会議事録 P20)

市民部が行った市民要望アンケートでは、まずやってほしい事業で、総合運動公園作りは4%の市民の要望しかありませんでした。それについての市のコメントはありませんでした。

4. 「市民に耳を傾ける努力が足りなかったと市長は反省している」と企画部長答弁

(2月10日の委員会議事録)

66億円もする土地について、市民合意も得ずに値段交渉までしてきた。行政の進め方として丁寧さを欠き飛躍しているとの指摘に「市民のみなさんに十分理解していただける努力が足りなかったと市長は反省していた」と企画部長は答えました。

議員からは「今回の基本計画事態が大きすぎるという意見、もっと聞くべきだった」とか、「議会に対する配慮がなかった」という指摘も出ていました。

つくば・市民ネットワーク

そもそも民意を把握するという姿勢はなかった。それどころか、都合のいい民意を作りだそうとした。

1. 事業の始まりから市民への説明会は無く、住民投票が決まってから地区懇談会の実施が決まったことから、市民の意向から始まった事業とはいえない。

広報で広く市民へこの事業が明らかになったのは、平成26年4月の広報が初めてだった。書面の広報は広く市民へ知らせるという機能はあっても、一方的なお知らせになりがちで、市民の意見を聞くというものではない。その意味で説明会は、市行政と市民との相互の意見交換が可能であるが、市民への説明会は住民投票が決まるまで、市行政の計画としては全く無かった。住民投票が決まってから地区別懇談会の実施が決まって、広く市民が知る所となった。

これらの状況から、この運動公園事業は市民の意見を聞くという姿勢はなく、市執行部の一方的な思惑で進められたと言っても過言ではない。

2. 当事業のスタートとなる、基本構想策定の際に市民意向調査を実施しておらず、公募市民を含む策定委員会（審議会・検討会など）を実施しなかった。

かねてより総合運動公園建設の要望はあったとはいえ、この巨大な事業の始まりの段階で、アンケートなどの市民意向調査を実施しておらず、どのようなものを必要としているか、どの程度の規模の施設、場所が必要なのかという調査が行われないうまま、この事業がスタートした。また、市民を公募して検討する審議会等も行われていない。

このようなことから、この事業実施にあたり市民の意見を聞くという姿勢は見受けられなかった。

3. 基本構想のパブリックコメント（以下、パブコメ）中に、議会に土地取得の議決をせまった。

H26年3月定例議会に土地取得の議案が提案された。3月18日の議決の際には、パブコメが終わっていないのに議決すべきでない、という反対意見も出されたのに、なぜ、議決をせまったのか？パブリックコメントの意義を担保するなら、パブリックコメントが終了して市民の意見を確認した上で議決すべきであった。

土地の契約までの時間が無かったために、やむを得ずパブコメ実施中に議会に議決をせまったのではない。すでに、平成25年11月の段階で、議会中の3月がパブコメの期間と決めていた。パブコメはさまざまな事業や計画を実施する際に、市民からの意見募集ということで広く一般的に行われている。もし、その意見で「反対」が多かった場合は、事業や計画の見直しを行うのが筋ではないだろうか。このことについて執行部に聞くと、「パブコメは市民の反対、賛成を問うものではない。」と言う。しかし、市民の側からすれば、大きな反対があったにも関わらず、事業や計画が進められたとすれば、何のためのパブコメなのか、という疑問がわく。パブコメは実施したけど、意見は反映されないのであれば、パブコメ制度の形骸化である。

パブコメの予定を早めて、結果が出てから、議会に提案するという通常の手続きを、なぜ踏まなかったのか？実際にこのパブコメでは多くの反対や疑問の声が多かったのに、その声を無視した形になっており、この様な執行は、市民とともに施策を作るというパブコメの目的に反しており、大いに問題である。パブコメの実施について、誰がいつどのようにして決めたのか、再発させないために、今後もこれらの問題解決の協議が必要と考える。

4. 基本計画策定後に、市と関係の深いつくば市体育協会主導で運動公園建設の署名を集めさせた。

つくば市体育協会は、事務局が市役所内にあり、市のスポーツ関連事業を実施したり、事務局員も市職員 OB が担い、つくば市から補助金1,900万円を拠出しているという、非常に密接な関係にある団体である。さらに、副市長は運動公園計画や署名・要望書について体育協会関係者に何度も説明したと答弁しており、結果的にその行為が署名、要望書の提出につながったと考えられる。

そして、体育協会は、基本計画策定後に、加盟するスポーツ団体や少年団などに依頼し、1万筆もの署名を集め市に提出した。しかし、この署名では基本計画の内容は明記されておらず、署名の際に基本計画とは違う内容で説明された、「指導者に何度も頼まれて仕方なく署名した」という証言もあるなど、この基本計画の内容についての要望でない署名も含まれていると言える。そのようにして集められた署名が運動公園建設の根拠、民意である、として執行部は市民への説明の際に利用している。

また、他にも区会連合会の要望書、PTA 連絡協議会の要望書が、運動公園建設の民意として執行部は説明しているが、これらの要望書も同様な形で集められていたら問題である。

(4) その他

つくば自由民主党・つくば維新の会

当委員会において行政として反省はしている事は確認できるが次に生かせる検証の結論が出ていないことも確認できる。詳細な分析報告が待たれるところである。

公明党

1. 27年3月議会において中長期財政見通しが示されなかったことは具体的な事業規模の検討をすすめる上で、議論の根拠が示されなかったことについては指摘しておきたい。
2. 全体的に、公共施設マネジメントの議論がなされる中で、公共施設白書であるとか、公会計制度の導入による多角的な比較等によるデータに基づく議論検討が必要であったと考える。導入途中とはいえ、今回のような現在・未来に渡って影響を及ぼす大きな事業について議論するには、必須方法であると考えます。
将来の施設のあり方についても議論していくべきであり、納税者に対する説明として今後十分配慮すべきことである。
3. 住民投票の結果、投票されたうちの8割の方が、今回、基本計画に反対という結果であったことは、つくば市の「まちづくりのあり方」に大きな一石を投じた。
いわゆる、総合運動公園基本構想の上位計画である“スポーツでつながるまちづくり”という「スポーツ推進計画」があるが、そのことがつくばの今後のまちづくりにどのような効果をもたらすのか、本質的な部分の議論や理解が市民の皆さんに対して不十分であったこと、届かなかったことが今回の結果にさらに拍車をかけたと考える。

つくば・市民ネットワーク

1. 利用見込み、大規模改修を含むライフサイクルコストが示されなかった。
公共施設の新設に当たっては、建設費、維持管理費、修繕費、大規模改修費を含むライフサイクルコストと、利用見込みを示し、それらに基づく費用対効果を示したうえで、事業実施の有無を判断することが求められる。しかし、今回の基本計画では費用対効果の根拠となるデータが不十分で、市民への説得力に欠けるものだった。
2. 補助金の見込みが甘かった。
近年の社会資本整備総合交付金の交付状況を見ると、公園用地取得などは要望の半分程度の交付しかされておらず、優先順位が低い。にもかかわらず、多額の国庫補助を見込んだ基本計画の財源説明は現実的でなかった。
3. 他の事業への影響が十分説明されなかった。
財政に関して、「総合運動公園建設を行っても他の事業への影響はない」と説明されていたが、平成27年に示された中長期財政見通しと比較して、平成28年の中長期財政見通しでは、総合運動公園事業を除いた普通建設事業費が増額している。もし総合運動公園建設に着手していた場合、これらの事業にしわ寄せがあった恐れがあり、他の事業への影響はない、という説明は不適切であった。
4. 公共施設マネジメント計画の策定が後回しになった。
既存の公共施設全体の適正配置や長寿命化などの検討を行い、それを踏まえた上での新たな総合運動公園建設計画でなければ、大規模施設新設による既存施設への影響や長期財政への影響が

予測できず、市民の理解を得られない。

5. 平成24年12月定例会での部長答弁があったにもかかわらず、H25年度の当初予算に懇話会設置等の関連予算は計上されなかった。

筑峰クラブ

【検証内容】

これまでの調査特別委員会において、総合運動公園に係る計画地の選定、不動産の鑑定、用地取得に係るUR都市再生機構との関わり、市民意向の把握など、事業の進め方に係る様々な質問等が行われた。

これらの質問等に対し、市長及び担当者からは、数多くの資料が提出されるとともに、明確・明瞭な答弁や説明を受けた。その結果、総合運動公園整備事業に携わった担当者一人一人が、真摯に仕事を履行していたと思われる。

各委員からの発言については、個人の認識の違いや推測の域を超えない意見を述べるにとどまった。

【検証の結果】

2回にわたり関係担当者に対する質問、そして市長、副市長への質問が行われ、詳細に誠意ある回答があり、事業全般について把握する事ができたことから、事業全般の検証は、ひととおり終結したものとする。

その中で、事業の進め方については、市民に対する説明責任不足や議会との連携不足、事務手続き等におけるミスなどが一部あったと思われる。

しかし、総合運動公園は、つくば市においての、長年の課題でもあった事、そして建設に向けた要望が数多く出されていたことなどから、総合的に判断していくと、決して不合理があったとはいえないと考える。

(5) 事業の改善等

つくば市民政策研究会

今後の総合運動公園整備に当たっては、その利用及び維持管理はもとより、複数の広域自治体参加での広域整備も検討する必要があるのではないかと考える。

統一会派 つくば政清会・民進党の会

1. 陸上競技場と総合体育館は、大きな大会も開催できず、公式記録会も行えないことから、建設が必要である。また、その施設には防災拠点としての機能も併せて整備を行う。
2. 場所については、取得済みの予定地と共に、他の場所への分散も考えてはどうか。
3. 様々の動向を把握しながら、将来的に前向きに進めていくのでは。

つくば・市民ネットワーク

1. 今回のような巨額な事業や新規に着手する事業については、着手前に全員協議会を開催し、議会へ説明を行うよう行政執行上のルールを定める。
2. 構想立案時は、起草時点で市民の意向調査を行うとともに、公募市民を含む審議会を設置する。
3. 議会での質問について誠実な答弁を求める。また、議案審議に関する資料請求に対しては最短での提出を求める。
4. 「つくば市未来構想」において、直近の10年程度について財政計画も含む事業計画を明示するよう改善を求める。

5. 総じて、自治体運営を進めるうえでの、行政・議会・市民間でのルール（自治基本条例など）を定めるよう求める。
6. 議会に事業予算を提案する際には、庁内調査、委託調査を問わず、事前に行った基礎調査等の結果を必ず資料として提出するよう義務付ける。
7. 土地の売買に当たっては、価格交渉に入る前に不動産鑑定を行い、価格交渉の公正性を確保する。
8. 不動産鑑定の前提条件が作成され、手渡され、一方の鑑定業者は従わなかった経過について、大きな疑義が残っており、更なる調査が必要である。
9. パブリックコメントの運用ルールを明確に定める。
10. 本事業のような巨額な事業や計画を実施する場合、政策立案段階で地区別懇談会や市民説明会を開催するようルール化する。
11. 早急に公共施設マネジメント計画を市民参加で策定し、公共施設全体の適正配置、長寿命化について充分検討して市民の理解を得る。新たな公共施設の建設はこれを踏まえて行う。
12. 新たな事業提案にあたっては利用見込み、ライフサイクルコスト、財政計画、財源および市政全体への影響について、楽観的でない冷静な根拠のある見通しを示すよう義務付ける。
13. 総合計画（戦略プラン）策定時には財政計画の策定を義務付け、市政全体の中での各事業の役割、効果、財政影響を総合的に示すこととし、財政規律を守った市政運営を行う。
14. 一定規模以上の重要事業の着手については、必ず年度当初予算への提案とし、補正予算での対応は行わない。

筑峰クラブ

今後は、総合運動公園の整備に対する要望等が多いことも鑑みながら、現状のスポーツ施設、必要な施設調査を行い、つくば市の将来を鑑み、スポーツ環境のあり方について議論し、総合運動公園の方向性を見いだすべきと思う。

行政には、スポーツ環境に関する市民意向調査を早い時期に行う事を要望する。

当委員会の議論内容を市民に早い時期に伝えるべきと思う。

6. 今後のあり方

【つくば市民政策研究会】

つくば市の総合運動公園の今後整備にあたっては、各団体からの要望が多いことも事実であることを考慮しながら、何より、民意の把握に努め進めることである。また、財政面からも利用及び維持管理はもとより、周辺自治体との広域による整備手法も検討する余地がある。

【つくば自由民主党・つくば維新の会】

- ① 白紙撤回となった高エネルギー研究所南側の候補地に関してはスポーツ施設、それ以外の利活用、土地処分（売却、返還、交換）等地域の経済効果等様々な観点から検討し公益に適う判断をする。
- ② ①の判断をするにあたり市民の意識調査などのデータ（アンケート調査）を参考にする。（市民の意見に耳を傾ける）

【統一会派 つくば政清会・民進党の会】

住民投票の結果をふまえ、調査研究をし、市民の意見・要望を尊重し、スポーツ施設の環境整備の充実をはかるため、前向きに取り組んでいく。

【公明党】

1. スポーツ施設環境に関する市民ニーズ調査（全戸）の実施。
2. 「スポーツ推進計画」の中間年度の見直しにあたり、スポーツ施設のあり方を含め、地区別懇談会を開催し情報共有・多様な意見の把握をし、合意形成を図る。
3. 新たなスポーツ施設の建設・既存のスポーツ施設の適正配置については、公共施設マネジメント計画の策定を踏まえて検討する。
4. 行政側の一方的政策提案型ではなく「共に考え、共に行動する」協働型政策の実施。
5. 政策主張の繰り返しではなく、政策議論のできる議会運営を求める。
「議論」とは、相互に根拠を示しながら情報共有し、相互の考え方の問題点・矛盾点などを整理・改善しつつ、より良い政策を求めていくこと。
6. 行政側の調査・事業予測などの根拠提示だけでなく、議会としての政策決定における調査研究権限の行使による、明確なデータ等根拠を元に政策議論を行う。

【日本共産党】

1. 市長の責任について
市民の要望に反する市政運営を行った責任として、せめて退職金を返上すべきではないか。
2. 土地問題について
総合運動公園が白紙になったのであるから、土地についてもURに返還する交渉をする。
3. スポーツ施設について
 - ①早急に、公認記録のとれる陸上競技場の建設を具体化する。
 - ②総合体育館について、周辺自治体と協力して県南地域に作るよう県に働きかける。つくば市内に作る場合は、県が半分、市が半分負担することも容認する。

【つくば・市民ネットワーク】

1. 市民の意見・意向を十分に把握する。そのために、市民を交えた「スポーツ施設のあり方検討会」を設置し、必要性の検討の段階から見直しを求める。
(理由) 検証結果から、昨夏の住民投票の反対 8 割が示すものは、基本計画自体への反対と同時に、事業の進め方に大きな問題があったと判断する。
よって、おおもととなる基本構想にさかのぼり、市民意向調査や市民への説明が行われなければ、市民は納得しない。
また「スポーツ施設のあり方」を検討する前に、単に市民からの要望が高いとか「スポーツ推進のため」というだけではなく、つくば市が抱える課題解決をみすえて、「何のためにスポーツを推進し、何を優先課題とするか」など政策的必要性の議論や、政策としての裏付けを、スタートラインに立ち戻り、協議すべきである。
そのうえで、市民アンケートの項目や質問内容も審議し、実施すべきである。
(検討会委員について提案)
 - ① 検討会の市民委員は年代別・地域別で無作為抽出で要請し、希望者全員を市民委員とする。
 - ② 委員として障害がある当事者や家族を含める。
 - ③ 議員は別途、議会内に調査特別委員会を設け、検討協議を継続する。
2. 早急につくば市未来構想:戦略プランへ財政計画を盛り込む。また公共ファシリティマネジメント計画立案を求める。
(理由) 住民投票での反対理由に、本事業のつくば市全体における必然性や優先性、財政面での裏付けが不明とする意見があった。
まず、直近 5 か年の戦略プランの事業については、財政計画を明記すべきである。
また、市民にとって「スポーツをする」場所は、スポーツ施設だけに限らず、スポーツ関

連施設と利用状況の精査は必須である。おりしも、公共施設マネジメント計画の策定中なので、精度を上げ「公共ファシリティマネジメント計画」を立案し、つくば市にとって各施設の必要性和優先度を示すべきである。

【新社会党】

1. 総合運動公園の構想並びに立案、土地取得及び市民の声の把握については、限られた時間の中で質疑による検証が行われ、さらに検証に対する意見や指摘事項等についての意見が提出された。多くの議員から巨額の事業であるにも係わらず総合運動公園事業の着手前には市民や議会への説明、意向調査などが十分に行われなかったことに指摘が重なった。

市政運営上において、総合運動公園事業は財政的にも施設規模的にも大変重要な企画であったにも係わらず、事業内容など経過の記録が不十分な事も多く、検証が出来づらい点が指摘された。

このような事を二度と引き起こさないために、広く市民に開かれた説明を行い、市民の代表である議会にも十分な説明を行い、市民の求める負託に応える姿勢が必要である。

2. 今回の総合運動公園の構想で計画された施設は5月1日発行の広報つくばで紹介されているようになっている。つくば市内のスポーツ施設は市町村合併前からの施設が市内広範にわたり点在しているのが現状であり、利用しづらいとの声もあるのも事実である。

今後のスポーツ施設&総合運動公園等の整備については、今後の人口減少の時代背景も考慮し、既存の地域施設も生かした施設づくりや他自治体との広域的な連携による施設づくり等による企画の推進も一考として考えていくことも重要である。

3. 公式記録会などが開催できる陸上競技の施設づくり等は急務であると概ね一致した考えである。これらの整備についても上記の考えを導入し早期の施設づくりに位置付けることが重要である。

【筑峰クラブ】

今回の検証では、事業を進める上で、市民に対する説明不足から事業の理解が得られなかった点があったことが認められる。

今後は、総合運動公園の整備に対する要望が多いことに鑑みながら、現状のスポーツ施設の状況をもう一度検証し、市民の意見を把握しながら必要な施設調査を行う。そして、つくば市の将来を鑑み、スポーツ環境のあり方について、市民参加のもとで議論し、総合運動公園の方向性を見いだすべきと思う。

行政には、スポーツ環境に関する市民意向調査を早い時期に行い整備に着手するよう要望する。

また、事業を進めるにあたっては、情報を公開しながら市民への説明を十分に行い、市民の意見等を把握しながら進めていっていただきたい。

7. まとめ

当委員会としては、各会派から提出された検証に対する意見及び今後のあり方については、各会派により様々な捉え方、考え方が示されていることから、会派ごとに提出された内容を項目ごとに振り分け、各会派から提出されたものを記載することとした。

その上で、今後のあり方については、各会派において共通認識する事項があることから、これらについてまとめ報告し、今後の事業遂行に取り組んでいただきたい。

- 1 民意の把握に努める。

今後は、計画を立てる段階から、市民の意見を十分に反映させるため、アンケート調査、市民参加の懇談会（ワークショップ）、情報の提供等、様々な手法を用い民意の把握に努め、市民と共に作り上げる計画とすることである。

また、計画策定に向けた協議会等を立ち上げる際には、これまでより、公募による市民の参加を求めるなどの工夫を更にする必要がある。市民参加を促すため、説明会等を開催する場合は、ライフスタイル等に配慮した日時、場所を設定することも重要である。

2 施設のあり方について再検証を行う。

つくば市が進める「公共施設等マネジメント計画」に考慮しながら、既存の施設の現状を十分把握し、運動施設等について再検証しながら、つくば市にとって最善の施設のあり方を十分見極める必要がある。

3 広域的な整備も検討する必要がある。

運動施設に関する使用の頻度、使用者の範囲等を調査検証し、県南に位置するつくば市の現状を十分考え、周辺自治体との広域による整備手法も検討する必要がある。

最後に、早急の課題として、公式記録のとれる陸上競技場の整備を具現化することについては、各委員の概ねの意見である。

これを契機に「スポーツ施設のあり方」「スポーツ推進」を検討する上で、つくば市が抱える課題解決をみすえて、「誰のためのスポーツを推進し、何を優先課題とするか」など政策的必要性の議論や政策としての裏付けを協議すべきである。

そして、これら協議には、当委員会での検証、提言を十分踏まえた対応を求めるものである。

また、議会としても事業政策決定における調査研究権限の行使など、執行部と議会の二代表制を再認識し議会の活性化に努めていくものとする。

総合運動公園に関する調査特別委員会名簿

| | | |
|------|-------|---------------------|
| 委員長 | 金子和雄 | (新社会党) |
| 副委員長 | 山本美和 | (公明党) |
| 委員 | 黒田健祐 | (つくば自由民主党・つくば維新の会) |
| 委員 | 神谷大蔵 | (つくば自由民主党・つくば維新の会) |
| 委員 | 小久保貴史 | (つくば自由民主党・つくば維新の会) |
| 委員 | 皆川幸枝 | (つくば・市民ネットワーク) |
| 委員 | 五頭泰誠 | (つくば自由民主党・つくば維新の会) |
| 委員 | 宇野信子 | (つくば・市民ネットワーク) |
| 委員 | 木村清隆 | (統一会派 つくば政清会・民進党の会) |
| 委員 | 北口ひとみ | (つくば・市民ネットワーク) |
| 委員 | 木村修寿 | (統一会派 つくば政清会・民進党の会) |
| 委員 | 塚本洋二 | (統一会派 つくば政清会・民進党の会) |
| 委員 | 浜中勝美 | (公明党) |
| 委員 | 松岡嘉一 | (つくば市民政策研究会) |
| 委員 | 田中サトエ | (日本共産党) |
| 委員 | 大久保勝弘 | (統一会派 つくば政清会・民進党の会) |
| 委員 | 橋本佳子 | (日本共産党) |
| 委員 | 古山和一 | (つくば市民政策研究会) |
| 委員 | 小野泰宏 | (公明党) |
| 委員 | 高野進 | (つくば市民政策研究会) |
| 委員 | 柳沢逸夫 | (つくば市民政策研究会) |
| 委員 | 須藤光明 | (つくば市民政策研究会) |
| 委員 | 飯岡宏之 | (統一会派 つくば政清会・民進党の会) |
| 委員 | 鈴木富士雄 | (筑峰クラブ) |
| 委員 | 滝口隆一 | (日本共産党) |
| 委員 | 久保谷孝夫 | (つくば自由民主党・つくば維新の会) |